

氏 名	やま なか じゅん こ 山 中 淳 子
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 195 号
学位授与の日付	平 成 14 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学位論文題目	室町幕府御料所支配の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 勝 山 清 次 教 授 鎌 田 元 一 教 授 藤 井 讓 治

論 文 内 容 の 要 旨

室町幕府研究は、佐藤進一氏が将軍権力の求心性を論じて以来、その直接的基盤となる奉公衆の研究や、将軍のもとでの評議体制、経済的諸制度など、個別の制度史研究がそれぞれ深められてきた。しかしそれらの成果を踏まえたうえで、幕府の権力構造を再検討しようとする試みはあまりなされていない。現時点でその課題に迫ろうとした場合、いくつかの視角を想定しうが、全国支配の体制である「幕府—守護体制」において、政治・経済・軍事にわたって重要な役割を果たしていた守護と、将軍権力の直接的基盤とされる直轄軍（奉公衆）・直轄領（御料所）とが、どのように関わりながら将軍権力を支えていたのかという問題を立てることも有効であろう。このような視点から室町幕府の権力構造を捉えなおすとき、直轄領である御料所にはまだ多くの研究課題が残されている。本論文はこの御料所の問題に焦点をあてることによって、将軍権力を中心にすえつつ、室町幕府の権力構造、とくにその変質過程について考察している。本論は6章からなり、その前後に研究史を整理し課題を提示した序章と結論をまとめた終章が配され、第二章には室町將軍家の御台料所を論じた補論、また論文の末尾には「室町幕府御料所一覧」がそれぞれ付されている。

第一章「室町幕府御料所研究序説」は、御料所全般を論じ、その経済的位置づけを試みている。御料所の確認事例数や代官の人員構成は、15世紀半ば過ぎを画期として大きく変化しており、同時期にみられる「幕府—守護体制」の変質との関わりが想定される。また年貢の使途からは、御料所は、衣食を始め將軍家の日常生活に不可欠な費用を支える政所料所、將軍家の妻室・子女等に対して個別に設定された個人料所、將軍家仏事ないしは將軍家主催の仏事の費用をまかなう仏事料所、それに年貢の用途が特定されておらず、随時必要となる諸費用にあてられた一般料所、の四つに分けられる。これらの御料所は、幕府草創期に足利氏本領を將軍家の「御家務料足」の料所にあてたのが原型であったが、その後年間6000貫文の政所年中行事要脚を納める酒屋・土倉役の成立や、供御料所等使途別の政所料所の設定、それに個人料所・仏事料所などへと展開し、幕府権力が最も安定していた応永年間ころに、その枠組みが整えられた、とする。最後にこれらを踏まえ、支出の各項目が特定の財源によって支えられる室町幕府の経済構造において、將軍家の日常的経費となる御料所は、その最も根幹的部分を支えていたと結論づける。

第二章「室町幕府御料所支配における南御所料所の位置づけ」では、「南御所料所」の歴史的な性格を解明している。南御所とは、大慈院に入室した代々の將軍家女子のことをさすが、その料所は、義満と側室寧福院の女子で初代南御所となった聖久に対して、義満・寧福院などより譲与・寄進された所領をもとに成立し、それが代々の南御所に伝領されたものである。15世紀前半では、守護や幕府御倉による請所方式のものが多く、その支配も幕府の御料所支配の一環に位置づけられていたが、15世紀後半以降、南御所は直務方式にもとづく主体的な料所支配を行い、将軍権力に依存したあり方を脱却したと捉え、その年貢が幕府経済の一端を支えていたと理解してきた旧来の説を批判している。

補論「室町幕府將軍御台料所の支配と伝領」は、御台料所の推移を跡づけたものである。將軍御台の諸経費は15世紀前半まで、土倉・酒屋役に依存する部分が大きかったが、義政御台日野富子のころになって、10カ所の料所が確認されるように

なり、やがて「上様御料所」と呼ばれる一つの料所群が形成された。それらははじめは、日野家出身御台による日野家領を伝領したものであったが、戦国期には御台という地位に付随する御料所として、他家出身の御台にも伝えられた。しかし幕府経済が逼迫するなかで、その年貢は他の用途にもあてられるようになったと結んでいる。

第三章「室町幕府の『御料所』納銭方支配」では、納銭方が幕府の財源としての御料所であることを明らかにしたうえで、その支配の変遷を究明している。納銭方とは従来、納銭（酒屋・土倉等諸商売役銭）の収納にあたる幕府機関、ないしは幕府に納銭の収納を請け負う機関とされてきたが、史料の用例は、幕府財源としての納銭そのものや納銭の出納ルートを指している。その納銭方の支配は当初、山徒の有力土倉による既存の組織（「土倉方一衆」）を利用して行われていたが、嘉吉の土一揆以降納銭収入が減少すると、幕府は奉行人による直接把握にのりだし、その後は納銭徴収権を数名のものに認め、それを「納銭方一衆」として個別に補任するようになった。毎月一定額が進納される納銭ははじめ、將軍家の日常的経費や政所年中行事などの財源とされたが、15世紀前半から寺社祭礼など様々な用途にもあてられ、さらに半ば以降は將軍家行事用の臨時課役も賦課されるようになる。しかし京都を舞台とする戦乱などのため、16世紀半ばには納銭の徴収額も減少し、その本来の用途さえ不足するようになったと説く。

第四章「山城国における『室町幕府—守護体制』の変容」は、山城御料国化の挫折とその歴史的意義を追究したものである。幕府膝下の山城国では文明13年以降、守護畠山政長を解任し、守護職の料所化による御料国化が行われたが、この頃各地で守護が自立化の動きをみせており、それへの將軍権力側の対応として直轄領が重視されたことがその背景にあった。代官である伊勢氏の守護支配は、明応政変後により軌道にのり、寺社本所領の請地を拡大する方向で本格的に展開し始めたが、一方ではこれと並行して、細川京兆家による「領国化」も進められていた。伊勢氏が守護公権によって上から支配を企てたのに対し、京兆家の山城支配は、被官化した国人・土豪に対する統制権にもとづき、在地の側から影響力を強めていくものであった。こうした京兆家の権力は、明応6年に被官人が守護代に就任したことで、守護公権も包摂するものとなる。最後にこのような形で幕府の御料国化が挫折し、山城が実質的に京兆家の「領国」と化したことにより、山城における幕府—守護支配は名実ともに否定されたと主張する。

第五章「戦国期室町幕府の御料所支配」は、戦国時代における御料所支配の実態を分析し、義晴期の意義を考察している。戦国時代の義晴・義維の分立期には、御料所がなお將軍の権力基盤編成において一定の機能を果していた。その後、將軍義晴のもとで京兆細川晴元との関係が安定すると、幕府経済が逼迫するなかで、御料所は経済基盤としてより重要性を増した。しかしこの時期、政所執事伊勢氏自らが支配してきた供御料所丹波国桐野河内においては、守護である細川京兆家による領国支配の進展のまえに、蜷川氏による直務支配は後退せざるをえなかった。その一方で、守護武田氏や本願寺証如といった地域権力の請所とし、その協力をえられた若狭・加賀においては、御料所年貢をある程度確保することができた。しかし御料所の在地に対する幕府の支配力はほとんど失われていったとする。そのうえで、義晴期は、御料所が將軍家の日常的経費の基盤として実質的に機能していた最後の段階であったと位置づけている。

第六章「御料所支配にみる室町幕府権力構造の変質過程」では、御料所支配を通じて、室町幕府の権力構造、とくにその変質過程の捉えなおしを試みている。「幕府—守護体制」が安定した15世紀前半においては、御料所は必ずしも將軍直轄軍である奉公衆にのみ預けおかれるものではなく、守護に対しても与えられた。守護にとっては、それは領国支配の進展をもたらすものであり、また御料所支配を在地において保証するのは、「幕府—守護体制」そのものにほかならなかった。しかし15世紀半ば以降、御料所の支配体制は大きく変質する。幕府経済状況が悪化するなかで、御料所の事例は急増するが、それらは奉公衆・奉行人等の將軍直属被官に対して預けおかれ、守護勢力は御料所支配から排除されていった。ここにいたって、直轄軍支配と直轄領支配とが構造的に結び合わされる。さらに応仁・文明の乱後にかけて、政所執事伊勢氏への政所料所の集中や山城の御料国化などにより、御料所は將軍権力の直轄基盤として十分な規模をもつようになった。この時期、東山殿義政のもとでは、直轄評議機関や同官僚機構、直轄軍、そしてそれらを経済的に支える直轄領という形で、將軍の直轄権力機構が確立する。戦国期にも將軍権力はその直接的基盤を縮小させつつも、このような権力構造を維持したが、御料国山城や各地に散在する御料所を確保するための強制力は十分ではなかった。そのため將軍権力は、守護や守護権を継承した地域権力の請所としなければ、御料所年貢を確保することができず、「幕府—守護体制」の崩壊とともに、將軍権力による御料所支配も、事実上その終焉をむかえたと結んでいる。

論文審査の結果の要旨

室町幕府研究は、佐藤進一氏による将軍権力論の提起以来、その直接的基盤となる奉公衆の研究や、将軍のもとでの評議制、経済的諸制度など、個別の制度史研究がそれぞれ深められてきた。しかしそれらの成果にもとづき、幕府の権力構造を再検討しようとする試みはあまりなされていない。一方、将軍家の直轄領である御料所については、その後、直轄軍編成における役割を重視する佐藤説を批判し、御料所の機能を低くみる見解が出されたため、その全体構造や支配の実態などを明らかにする基礎的研究の進展はみられなかった。こうした研究状況を踏まえて論者は、幕府の全国支配において重要な役割を果たしていた守護と、将軍権力の直接的基盤とされる直轄軍・直轄領とが、どのように関わり合いながら将軍権力を支えていたのかという問題関心のもと、直轄領である御料所の諸問題の解明を通じて、室町幕府の権力構造、とくにその変質過程を捉えなおそうとしている。

本論は6章からなり、その前後に研究史を整理し課題を提示した序章と、研究の成果と今後に残された課題をまとめた終章がおかれ、第二章に室町将軍家の御料所を論じた補論、また論文の末尾に「室町幕府御料所一覧表」がそれぞれ付されている。

本論文の意義は、何よりも室町幕府御料所に関する基礎的諸事実を解明したことにあるが、具体的な成果は、次の5点にまとめられるであろう。まず第一に、御料所の全体構造を明らかにし、室町幕府経済における位置づけを明確にしたことである。論者は年貢の使途に着目して、御料所を①政所料所（衣食をはじめ将軍家の日常生活に不可欠な費用を支える）、②個人料所（将軍家の妻室・子女等に対して個別に設定され、その用途にあてられる）、③仏事料所（将軍家仏事ないしは将軍家主催の仏事の費用をまかなう）、④一般料所（用途が特定されておらず、随時必要な諸費用にあてられる）の四つに大別する。ついでこの枠組みの成立を問い、これらの御料所は、幕府草創期に足利氏本領を将軍家の「御家務料足」にあてる料所としたのが原型であったが、その後、年間6000貫文の政所年中行事用途を納める酒屋・土倉役の成立や、供御料所等使途別の政所料所、さらには個人料所・仏事料所などの設定があいつぎ、幕府権力が最も安定していた応永年間頃に、その大枠が整えられたとする。そのうえで、その年貢が将軍家の日常的経費にあてられる御料所は、支出の各項目が特定の財源によってまかなわれる室町幕府の経済構造において、その根幹となる部分を支えていたと結論づけている（第一章）。

第二に、15世紀後半において、御料所の規模が拡大され、支配の再編がなされた事実を発掘し、その意義を室町幕府権力構造の変質と関連づけて究明したことである。御料所の支配を在地において保証していた「幕府—守護体制」が動揺する15世紀半ば以降、御料所支配のあり方は大きく変質する。幕府の経済状況が悪化するなか、御料所の事例は急増するが、それらは奉公衆・奉行人等の将軍直属被官に預けおかれ、守護勢力はその支配から排除されていく。ここにいたって、直轄軍支配と直轄領支配とが構造的に結びつけられたと、論者は捉える。さらに応仁・文明の乱後にかけて、政所執事伊勢氏への政所料所の集中や山城の御料国化などにより、御料所は将軍権力の直轄基盤として十分な規模をもつようになる。この事実に着目した論者は、すでに判明しているいくつかの事象と関連づけて、この時期、東山殿義政のもとで、直轄評議機関や同官僚機構、直轄軍、そしてそれらを経済的に支える直轄領という形で、将軍の直轄権力機構が確立されたと主張する（第六章、第一章、第五章）。御料所の変化から幕府権力構造の変質を導き出したことは、御料所の経済的な位置づけを明確にした一点目とともに、室町幕府研究を進展させるものとして高く評価される。

第三に、南御料所の歴史的な性格を解明した点である。南御所とは、大慈院に入室した代々の将軍家女子のことをさす。その料所は、義満と側室寧福院の女子で初代南御所となった聖久に対して、義満や寧福院などから譲与・寄進された所領をもとに成立し、それが代々の南御所に伝領されたものである。論者はその支配のあり方に注目し、15世紀前半には守護や幕府御倉による請所方式のものが多く、幕府の御料所支配の一環に位置づけられていたが、15世紀後半以降、南御所は直務方式をとる主体的な所領支配にのりだし、将軍権力に依存したあり方を脱却したと論じる（第二章）。南御所の年貢が幕府経済の一端を支えていたと理解してきた旧来の説に修正を迫る成果であるばかりでなく、御料所支配の実態を明らかにするうえでも寄与するところ大である。

第四に、納銭方が御料所であることを明確にし、その支配のあり方の変化を跡づけたことである。納銭方は従来、納銭（酒屋・土倉役等の商業課税）の収納にあたる幕府機関、ないしは幕府に納銭の収納を請け負う機関とされてきた。論者は

史料の用例を綿密に検討し、これが幕府財源としての納銭そのものや納銭の出納ルートをさすものであり、御料所と表現される事例では、賦課対象である酒屋・土倉をさす場合もあったことを実証している。ついで幕府による支配のあり方を追究し、「土倉方一衆」（山徒の有力土倉による既存の組織）の利用に始まり、奉行人による直接把握をへて、「納銭方一衆」（得分をとまう納銭徴収権を与えられた、数名のもの）を通じた支配にいたったと捉え、戦国期における「納銭方一衆」の変遷も明らかにしている（第三章）。これまで議論のあった納銭方の意味を確定したことは、幕府研究のみならず、室町・戦国時代の経済史研究にとっても大きな意義をもっている。

そして第五に、応仁・文明の乱後における山城御料国化とその挫折の過程を明らかにした点である。山城では文明13年（1481）頃、守護畠山政長を解任し、守護職を料所とする御料国化が行われた。御料国代官として守護公権を行使する伊勢氏の支配は、明応の政変後によりやく軌道にのり、寺社本所領の請地を拡大していく方向で本格的に展開し始めたが、一方ではこの動きと並行して、細川京兆家による「領国化」も進められていた。伊勢氏が守護公権によって上から支配を及ぼそうとしたのに対し、京兆家の支配は被官化した国人・土豪に対する統制権にもとづき、在地の側から影響力を強めていくものであった。しばらく両者のせめぎあいが続くが、明応6年（1497）京兆家被官人が守護代に就任したことで、抗争の決着がつけられ、京兆家側が守護公権も掌握する。論者は、このような形で幕府の御料国化が挫折し、山城が実質的に京兆家の「領国」と化したことにより、山城における幕府—守護支配は名実ともに否定されたと主張する（第四章）。御料国支配の内実を明らかにしており、戦国期の政治史研究としても価値をもつものである。

すでに述べたように、本論文の最大の意義は、これまで手薄であった室町幕府御料所研究を深め、御料所に関する諸事実を明らかにしたことである。本論文によって、明確になった事実や位置づけなおされた事象も多く、その意味では御料所研究を新たな段階に進めたものといえよう。また御料所のあり方から將軍の直轄権力機構の確立を導き出した点も、幕府権力構造論の見直しを一步前進させたものと評価することができる。とはいえ、考慮してほしい点もいくつかみうけられる。御料所を積極的に位置づけようとするあまり、支配の不安定性の問題が必ずしも議論に組み込まれていないこと、史料の読み込みが不足している箇所がみられることなどである。しかしこれらも今後の課題とみなすべきであり、博士論文としての価値を何ら損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2001年8月2日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事からについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。